滋賀県高齢者居住安定確保計画(第5期)の骨子案について

土木交通・警察・企業常任委員会資料6 令和5年(2023年)10月5日 土木交通部 住





計画の目的と位置付け

高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の実現に向け、福祉政策と の連携および県、市町、民間事業者、福祉団体、地域住民等の協働に

よりきめ細かな住宅政策を総合的に推進することを目的とする。

高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)第4条に基 位置づけ

づく都道府県計画。滋賀県住生活基本計画における高齢者の住まいに

関する施策の実施計画。

計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

滋賀県の高齢世帯等の状況

■居住の態様 (H25)(H30)増加率 持家 191,100世帯 → 209,000世帯 1.09 民間賃貸住宅 11.100世帯 → 15.300世帯 1.38 公営住宅 3,700世帯 → 4,800世帯 1.30

※高齢世帯の90.3%が持家に居住(全国平均:81.9%)

増加率(H25→H30)

■世帯数推移 (H25)(H30)(R7推計) 全国 県 高齢夫婦世帯数 57,700世帯 → 66,600世帯 → 70,019世帯 1.15 1.12 高齢単身世帯数 40,500世帯 → 51,400世帯 → 61,024世帯 1.27 1.16

※全国に比して、高齢者のみの世帯数の増加率が高い

■サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の状況

サ高住 供給戸数 (H30末) (R4末) 増加率 (全国)

2,280戸 → 2,978戸 1.31 1.20

※全国に比して、増加率が高い

現状と課題

高齢期の住まいに対する不安

- ・ 持家に居住する高齢者の多くが、建築時期が古くバリアフ リー化されていない住宅に居住
- ・ 水害等の被害の増加に伴う、自然災害発生時の対応方法や 住宅の安全性に対する不安の高まり
- ・ ヒートショックも一因となる家庭の浴槽での事故で毎年多 くの方が死亡する状況が継続
- ・ 持家に居住する高齢者の割合が高い中で、施設入所や転居 等により空き家となった後の適正管理に懸念

2 高齢者向け住宅等の需要の高まり

- 高齢世帯の増加に伴い、高齢者向け住宅等の需要が増加
- ・ 多様な高齢者向け住宅等の中から自らに合った住宅を選択 するための情報が十分に入っていない

3 賃貸住宅への入居が困難

- ・ 民間賃貸住宅において、高齢者の入居を拒否する賃貸人の 増加
- 高齢者の入居に際し、孤独死等に備えた見守りや生活支援、 死亡時の残置家財処理等の支援の需要が多い
- ・ セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の情報が 関係者間で十分に共有されていない

基本目標

高齢期を自分らしく幸せに暮らすための安全、安心な住まいづくり

施

- 安心して居住できる住まいの整備
 - (1) 高齢期を健やかに安心して暮らせる住環境の整備
 - ・バリアフリー化等への支援
 - ・良好な温熱環境を備えた住まいづくりの促進
 - ・長期優良住宅の普及促進
 - ・自然災害に強い住まいづくりの促進
- 高齢者向け住宅等の供給量と質の確保
 - (1) 高齢者向け住宅等の供給の促進
 - ・高齢者向け住宅等に関する情報提供の充実
 - ・公営住宅におけるシルバーハウジングの実施
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の独自基準の設定
- 多様なニーズに応じた賃貸住宅への入居支援
 - (1) 公営住宅における高齢者への配慮
 - ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ・良好な温熱環境の確保
 - ・入居機会の拡大

- ・感染症に対応した住まいづくりの促進
- ・空き家の適正管理等の推進
- (2) 高齢者向け住宅等の質の確保
 - 適切な運営に係る指導
 - 防災・減災の推進
 - ・入居者の日常生活継続のための感染症対策の推進
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の独自基準の設定
- (2) 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
 - ・入居者と家主がともに安心できる環境づくりの
 - ・セーフティネット住宅の登録促進
 - ・居住支援法人による活動の促進
 - ・福祉関係者と住宅関係者が連携した居住支援体制 の構築

今後のスケジュール 令和5年 10月 常任委員会報告(骨子案)

居住支援協議会にて意見聴取(素案) 10月

常任委員会報告(原案) 12月

県民政策コメントの実施

市町および地域住宅協議会への法定照会(原案)

令和6年 3月 常任委員会報告(県民政策コメント結果・計画案)・策定・公表